

健康福祉委員会 案件一覧

(令和6年12月2・3日開催分)

○付託議案審査 2件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
福祉部	1	第114号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する 条例	51	竜崎 障害福祉サービス 推進担当課長
	2	第127号議案 大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定につ いて	52	竜崎 障害福祉サービス 推進担当課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
福祉部	1	大田区立志茂田福祉センターの業務委託事業者の選 定に係る報告について	53	和田 志茂田福祉セン ター所長
	2	大田区立障がい者総合サポートセンター (A棟) の 業務委託事業者の選定に係る報告について	54	塚本 障がい者総合 サポートセンター次長
	3	大田区立こども発達センターわかばの家の業務委託 事業者の選定に係る報告について	55	塚本 障がい者総合 サポートセンター次長

第114号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和58年条例第31号）

2 改正内容

別表第1の1通所施設の部大田区立南六郷福祉園の項を次のように改める。

大田区立南六郷くすのき園	大田区南六郷三丁目23番9号
--------------	----------------

別表第1の1通所施設の部大田区立新井宿福祉園の項中「大田区中央二丁目13番2号」を「大田区萩中二丁目10番11号」に改め、同部大田区立くすのき園の項を削る。

別表第1の2その他の施設の部に次のように加える。

大田区立南六郷くすのき園	大田区南六郷三丁目23番9号
--------------	----------------

別表第1備考中「大田区立大田生活実習所」の次に「及び大田区立南六郷くすのき園」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）次項及び付則第3項の規定 公布の日

（2）別表第1の1通所施設の部大田区立新井宿福祉園の項の改正規定 規則で定める日

（準備行為）

2 第3条の3の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

3 改正理由

南六郷福祉園が行う事業にくすのき園における事業を加えることに伴い同園を廃止し、施設名を南六郷くすのき園に改称するとともに、短期入所を実施するほか、新井宿福祉園の一時移転のため。

4 施行年月日

規則で定める日から施行する。

5 新旧対照表

新		旧	
○大田区立障害者福祉施設条例		○大田区立障害者福祉施設条例	
昭和58年10月12日		昭和58年10月12日	
条例第31号		条例第31号	
第1条から第9条まで（略）		第1条から第9条まで（略）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1 通所施設		1 通所施設	
名称	位置	名称	位置
大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目36番7号	大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目36番7号
大田区立大森東福祉園分場	大田区大森本町二丁目2番3号	大田区立大森東福祉園分場	大田区大森本町二丁目2番3号
大田区立南六郷くすのき園	大田区南六郷三丁目23番9号	大田区立南六郷福祉園	大田区南六郷三丁目23番8号
大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目2番5号	大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目2番5号
大田区立大田生活実習所	大田区萩中二丁目10番11号	大田区立大田生活実習所	大田区萩中二丁目10番11号
大田区立新井宿福祉園	大田区萩中二丁目10番11号	大田区立新井宿福祉園	大田区中央二丁目13番2号
大田区立池上福祉園	大田区池上六丁目40番3号	大田区立池上福祉園	大田区池上六丁目40番3号
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	大田区立くすのき園	大田区蒲田二丁目10番1号
大田区立うめのき園	大田区東糀谷五丁目17番14—101号	大田区立うめのき園	大田区東糀谷五丁目17番14—101号
大田区立うめのき園分場	大田区大森南一丁目20番8号	大田区立うめのき園分場	大田区大森南一丁目20番8号
大田区立大田福祉作業所	大田区大森西三丁目3番9号	大田区立大田福祉作業所	大田区大森西三丁目3番9号
大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目20番17号	大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目20番17号
大田区立しいのき園	大田区西糀谷二丁目9番12号	大田区立しいのき園	大田区西糀谷二丁目9番12号
大田区立はぎなか園	大田区萩中二丁目12番23号	大田区立はぎなか園	大田区萩中二丁目12番23号
2 その他の施設		2 その他の施設	
名称	位置	名称	位置
大田区立つばさホーム前の浦	大田区大森南二丁目15番1号	大田区立つばさホーム前の浦	大田区大森南二丁目15番1号

新		旧	
大田区立大田生活実習所	大田区萩中二丁目10番11号	大田区立大田生活実習所	大田区萩中二丁目10番11号
大田区立南六郷くすのき園	大田区南六郷三丁目23番9号	(新設)	(新設)
備考 その他の施設において大田区立大田生活実習所及び大田区立南六郷くすのき園で行う事業は、短期入所とする。		備考 その他の施設において大田区立大田生活実習所で行う事業は、短期入所とする。	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
付 則			
(施行期日)			
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
(1) 次項及び付則第3項の規定 公布の日			
(2) 別表第1の1通所施設の部大田区立新井宿福祉園の項の改正規定 規則で定める日			
(準備行為)			
2 第3条の3の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。			
3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。			

健康福祉委員会 令和6年12月2・3日
福祉部資料52番
所管 障害福祉課

第127号議案 大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について

1 対象施設及び所在地、指定管理者候補者名

対象施設名	所在地	指定管理者候補者名
大田区立大田福祉作業所	大田区大森西三丁目3番9号	社会福祉法人同愛会
大田区立大田福祉作業所 大森西分場	大田区大森西二丁目20番17号 (※)	
大田区立大田生活実習所 (短期入所事業に係る部分に限る。)	大田区萩中二丁目10番11号	社会福祉法人睦月会

(※)大森西分場は、令和7年度中に(仮称)大森西二丁目複合施設(大森西二丁目16番2号(予定))へ移転予定

2 指定管理の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

ただし、大田生活実習所については、現在、生活介護事業を実施しており、当該指定管理期間の終期は令和11年3月31日である。合築施設としての一体的かつ円滑な管理運営を行う必要があるため、開設準備期間を含め4年間とし、指定管理期間の終期を合わせる。

3 大田福祉作業所

(1)選定について

特命・公募の別：特命

(2)選定理由

ア 高齢化、重度化に伴う利用者像の変化を踏まえながら、利用者に寄り添った支援を実施していることなど、今後も質の高い障害福祉サービスが、安定的かつ継続的に提供されることが見込まれる。

イ 施設運営や利用者支援等に関する改善・要望事項に適切に対応し、施設サービスの向上に取り組んでいるとともに、専門調査員(公認会計士)の調査結果が、指定管理者として施設を安全に運営できる良好な財務状況であるとの評価であった。

(3)障害者福祉施設等指定管理者の指定に関する評価委員会

令和6年8月19日

4 大田生活実習所

(1)選定について

特命・公募の別：公募

(2)応募事業者数

1 事業者

(3)選定経過

大田区立障害者福祉施設条例第3条の3及び平成27年8月1日付け「指定管理者の選定方針等について（通知）」に基づき、事業者を公募し、必要な審査を行った。

ア 募集要項公表日	令和6年5月15日
イ 募集期間	令和6年5月15日から24日まで
ウ 一次審査（書類審査）	令和6年6月27日から7月10日まで
エ 二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月17日
オ 指定管理者候補者の選定通知	令和6年8月8日

(4)選定基準及び得点

評価区分	法人経営全般	施設運営全般	法人財務 基盤	プレゼン テーション	ヒアリング	
評価 項目	基本方針・運営、 人事管理、安全 管理、管理実績	施設運営、利用者支 援、地域生活支援拠 点・福祉型強化、個人 情報保護・苦情解決	経営基盤、 経営効率性	運営方針、 支援方針	サービス向上、 自立的経営	総合 得点
配点	140	140	70	70	70	490
社会福祉法人 睦月会	122	111	56	62	58	409

(5)選定理由

ア 提案内容が法人の実績を含め、指定を受けるにふさわしいものであり、指定管理者として施設を安全に運営できる良好な財務状況にある。

イ 法人運営の健全性、法人が持ちうる専門性、同種の施設を複数運営することで蓄積されたノウハウ等を積極的に活用し、人材育成及び利用者支援等の一層の向上に取り組む積極的な姿勢と具体的な提案がなされた。

健康福祉委員会 令和6年12月2・3日
福祉部 資料53番
所管 志茂田福祉センター

大田区立志茂田福祉センターの業務委託事業者の選定に係る報告について

現行の委託事業者との契約期間が令和6年度末をもって終了するため、業務委託評価委員会による最終評価を実施し、次期業務委託事業者を選定することについて報告する。

1 対象施設

大田区立志茂田福祉センター
大田区西六郷一丁目4番27号

2 選定する事業者

社会福祉法人 大田幸陽会
大田区大森南二丁目15番1号

3 選定理由

- (1) 事業者として、就労継続支援B型事業等を安全に履行できる良好な財務状況にある。
- (2) 業務委託評価委員会における総合判定では得点率が80%以上で「A（評定良）」となり、次期業務委託事業者候補として「適」と評価された。
- (3) 利用者、家族等の視点に立った支援及び地域との積極的な交流に取り組み、今後も信頼関係が継続され、福祉人材育成によるサービス向上を推進し、引き続き、安定した事業運営が展開できる。

4 業務委託評価委員会

令和6年7月31日に実施

健康福祉委員会 令和6年12月2・3日
福祉部 資料54番
所管 障がい者総合サポートセンター

大田区立障がい者総合サポートセンター（A棟）の業務委託事業者
の選定に係る報告について

現行の委託事業者との契約期間が令和6年度末をもって終了するため、業務委託評価委員会による最終評価を実施し、次期業務委託事業者を選定することについて報告する。

1 対象施設

大田区立障がい者総合サポートセンター（A棟）
大田区中央四丁目30番11号

2 選定する事業者

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
新宿区西新宿七丁目8番10号

3 選定理由

- (1) 事業者として、区の事業を受託し、相談支援事業等を安全に履行できる良好な財務状況にある。
- (2) 業務委託評価委員会における総合判定では得点率が70%以上で「B（評定可）」となり、次期業務委託事業者候補として「適」と評価された。
- (3) 業務委託評価委員会において、これまで蓄積した知見や経験を活かした基幹相談支援センターとしての運営ができていること、地域との交流を積極的に進め、障がい者に対する理解促進等に貢献していることなどが評価された。

4 業務委託評価委員会

令和6年7月31日に実施

健康福祉委員会 令和6年12月2・3日
福祉部 資料 55 番
所管 障がい者総合サポートセンター

大田区立こども発達センターわかばの家の業務委託事業者
の選定に係る報告について

現行の委託事業者との契約期間が令和6年度末をもって終了するため、業務委託評価委員会による最終評価を実施し、次期業務委託事業者を選定することについて報告する。

1 対象施設

大田区立こども発達センターわかばの家
大田区千鳥三丁目7番5号

2 選定する事業者

社会福祉法人 嬉泉
世田谷区船橋一丁目30番9号

3 選定理由

- (1) 事業者として、区の事業を受託し、児童発達支援事業等を安全に履行できる良好な財務状況にある。
- (2) 業務委託評価委員会における総合判定では得点率が70%以上で「B（評定可）」となり、次期業務委託事業者候補として「適」と評価された。
- (3) 業務委託評価委員会において、これまでの実績から特に利用者の視点に立った運営がなされていること、職員に対する人材育成に力が入れられていること、また、利用者が増加傾向にあるなかで、支援の質を維持しながら、多くの利用者に支援を提供していることなどが評価された。

4 業務委託評価委員会

令和6年7月31日に実施